

IV 特別講演会

# 我が国金融・資本市場の将来と内部統制報告

池田唯一

金融庁総務企画局市場課長

ただいまご紹介いただきました金融庁総務企画局市場課長の池田でございます。本日はたいへん権威のあります国際会計研究学会の研究大会でお話しをさせていただく機会をいただきまして、光栄に思っているところでございます。私は2004年から企業開示課、それから今年の夏からは市場課というところで、金融庁の中では証券市場まわりの仕事をこの4年間やってまいりました。そのあたりの経験も踏まえまして、最近考えていることをこの研究大会の大きな課題であります会計基準のコンバージェンスその他の問題との関係についても意識しながらお話しできればと考えております。

本日の話、いくつかの柱でお話しさせていただきたいと思えます。あらかじめお届けしておりますレジュメの方にも若干示させていただいておりますけれども、まず最初にこの数年、金融庁の方では、「貯蓄から投資」へというのをスローガンとして行政を推進してきております。この「貯蓄から投資へ」というスローガンがどうして現在強く求められるのかといったところからお話しをはじめさせていただきますと思います。

お手もとに横長で黄色の資料をお配りしておりますが、その1頁目をご覧くださいと思います。基本的な数字をまず1つ確認しておきたいと考えます。わが国の個人金融資産は2007年3月末で1,583兆円ということで、1,500兆円を超えるたいへん大きな個人金融資産というものが存在しているということでございます。これは、わが国の国民がこれまで積み上げてきた所得の積み重なったものとして、1,500兆円という個人金融資産があるんですけれども、この個人金融資産が現在どういう形で保有されているかというものを示したものがこのグラフでございませ

覧いただきますとお気づきのとおり、わが国1,500兆円の個人金融資産のうちの50.1%、半分は、現金あるいは預金という形で保有されています。この割合というのは、諸外国と比較していただきましても明らかなようにたいへん高い比率を占めているわけでありませう。一方で上場の株式ですとか投信、このグラフでは灰色の網掛けがしてあるところですが、こうしたものに投資されていますのが、上場株式が6.9%、投信が4.4%ということですので、合わせまして11.3%と、こうした株式、投信への投資というものは11.3%にとどまっているということでございます。実はこの数字、4年前の2003年3月末の時点では、8%にとどまっておりましたのでこの4年間で8%から11%に上昇してきたということではあります、諸外国を横に見ていただきますと、同じ比率がドイツでは19.8%、アメリカでは27.6%ということになっておまして、この株式、投資信託への投資の割合というのは、ドイツ、アメリカなどに比較して、まだ低い水準にとどまっているということでございます。下のほうにイギリス、フランスがありまして、たとえばイギリスなどを見ますと、株式、投資信託合わせて10%程度でありますので、日本より低いのではないかという議論もあろうかと思えますが、たとえば、イギリスの場合は、この下の方に、年金保険、すなわち個人年金保険が55%ありまして、この半分以上は株式、投資信託に投資されているのがイギリスの実態でありますので、そうしたものを織り込みますと、イギリスなどでもトータルの株式、投資信託への投資は非常に高いということでございます。わが国の個人金融資産の内訳を見ますと、現金・預金が多くて株式・投資信託の割合が低いというのが現状ですが、

私どもは、この比率をアメリカまでとはいかなくても、せいぜいドイツ並みには高めていくことが必要ではないかということで、「貯蓄から投資へ」ということを掲げてきている状況であります。

ではなぜそうした「貯蓄から投資へ」という流れが求められるかといいますと、これについては大きく3つの視点があるというふうに考えております。

1つは投資者から見た視点でございます。2頁目をご覧いただければ、これは現在の定期預金金利あるいは配当利回りの比較でございます。最近でこそ定期預金金利、やや上昇を見ておりますが、なお0.347%といった低い利回りであります。これに対して配当利回りですと現在1.28%程度の利回りがあるということで、この1,500兆円の個人金融資産に適切な投資機会を提供し、配当といったものを通じて経済成長の成果をみんな享受できる、それによって国民1人1人が豊かさを感じていけるような社会を構築していくことが重要だと考えており、そうした投資者の視点からして、「貯蓄から投資へ」の流れが求められるということでございます。

3頁は、今のような利回りも反映しまして、わが国の家計の所得の内訳を推移で見たものであります。10年前の1996年あたりを見ますと、利子所得が家計所得の中の6%程度を占めておりましたけれども、低金利の影響もあって現在は1.1%にとどまっているということで、逆にこうしたものを配当所得で埋めてきているというのが現状でありまして、こうした配当による投資機会を確保していくということが重要なメカニズムだというふうに考えているわけでございます。

こうした「貯蓄から投資へ」の動きというのは、投資者の視点に加えて4頁にありま

すように、事業者への、成長性ある企業への適切な資金供給という観点からもきわめて重要であると考えております。わが国市場における新規株式公開あるいは公募増資によります実際の資金調達額を海外のマーケットと比較したのがこのグラフでございまして、お気づきのとおり、ニューヨークの市場、ヨーロッパの市場、香港の市場などと比べまして、わが国におけるこうした資金調達額はきわめて低い水準にとどまっております、株式市場がもつ本来の機能というのが必ずしも現時点では十分に発揮されていないのではないかとのご指摘があるところだというふうに認識をしております。1,500兆円の個人金融資産に適切な投資機会を与えるということは、同時にそうした仕組みを使って成長性ある企業に成長の機会を与えるという意味合いをもっているというふうに考えております。

5頁でございますが、「貯蓄から投資へ」の流れといった時に国際的な視点というものを見過ごせないというふうに考えております。わが国の金融資本市場が世界の金融資本市場に占める割合、これはいろいろな数字の取り方があろうかと思いますが、ここでは株式時価総額の割合を見ますと、1990年には世界の約3割をわが国の株式市場が占めておりましたが、現在その割合は約1割に低下しているということでございまして、国際的な金融資本市場におけるわが国のプレゼンスは、16年前に比べて相当に低下しているのが現実であると考えざるを得ないと思っております。

6頁でございますが、こうしたことも反映してわが国の株式市場での上場会社の国籍別の構成比を並べたものが6頁でございまして、たとえば東京証券取引所を見ますと、99%が国内の会社でありまして、外国の企業は

1%にとどまっている。一方、ニューヨークの市場では、国内の企業は86.7%、ロンドンの市場では77.6%ということでございまして、相当数の海外の企業が上場しているという状況でございまして、こうした中でわが国においてアジアの企業を含めた海外の企業へ適切な資金供給を行っていく。これは投資家の立場から見れば成長性をもったアジアの企業その他の海外の企業に対する運用機会を提供するという意味合いをもつわけですが、そうした面でも必ずしも十分な機能を果たしていないのではないかと指摘があると考えております。

この学会の今回の研究大会では、会計基準のコンバージェンスということが大きな研究テーマになっているというふうにかがっておりますけれども、会計基準のコンバージェンスというものに関して、関係者の1つの思いは、そういうコンバージェンスを前提に会計基準を実際の開示の上で相互承認していくということが、企業関係者などからは強いニーズがあるということだと認識しております。金融庁の方でも、たとえばEUとの関係では、会計基準のコンバージェンスを前提に、今後も引き続きお互いの会計基準を承認し合うということをしてEU当局と話をしていくところでありまして、アメリカSECとの関係でもこうした会計基準のコンバージェンスの動きを踏まえて、アメリカとの間でもそうした相互承認の可能性について、金融庁は機会あるごとに話をしているという状況でありますけれども、こうしたものが実現していくかどうかというのは、会計基準自体がどれだけコンバージェンスをしている、あるいは、していくかということにかかっている面がありますけれども、同時にこうしたわが国の証券市場が国際的な、世界のマーケットの中で、

どれだけ存在感をもつかということに大きく関係しているということがいえると考えております。

現在、証券市場の世界では、証券取引所の合従連衡というものがたいへん急速に進んでおります。今年の4月にニューヨーク証券取引所(NYSE)がヨーロッパ、これはパリとかアムステルダムとかブリュッセル、リスボンなどのマーケットを運営しておりますユーロネクストという取引所がありますが、このNYSEとユーロネクストが経営統合を行いました。あるいは、現在、アメリカのもう1つの大きなマーケットでありますナスダックというマーケットは、ロンドン証券取引所に対して、今年初めにTOBを行いまして、現在29%程度のロンドン証券取引所の株をナスダックがもっているというような状況であります。あるいはヨーロッパのドイツ取引所グループ、これはフランクフルトの証券取引所などを運営しておりますが、ドイツ取引所がアメリカのインターナショナル・セキュリティーズ取引所(ISE)に対して買収行為を今年しているということで、この1年を見ましても特にヨーロッパとアメリカの間で証券取引所の合従連衡というものがたいへん急速に進んでいるという状況があります。こうした動きを背景に考えれば、証券取引所の合従連衡が行われても、証券取引所をめぐるいろいろな運営についての当局のいろいろなレギュレーションやルールがバラバラですと、結局、それぞれの取引所は、経営こそ統合されていますが、各取引所はそれぞれの国のルールにしたがってバラバラに運営していかなければならないということになり、経営統合のメリットは非常に減殺されるということがあると思います。こうした動きの中で監督当局のレギュレーションなりルールなりを統合

あるいは相互承認していこうという動きが欧米当局を含めて急速に議論が進みつつあるというのが現状であり、会計基準の問題もこうしたものと基本的に軌を一にするものであると認識しております。したがって、わが国において課題とされています会計基準のコンバージェンスあるいはそれに基づく相互承認というものを考える時も、もちろんそうしたものが実現していくように会計基準のコンバージェンスを進めていくという努力は不可欠なわけですが、それと合わせてこうした証券市場をめぐるさまざまな動きが進む中でわが国の証券取引所あるいは証券関係者が、それぞれの領域においてプレゼンスを発揮することによって、わが国証券市場の国際的立場というものが相対的に高まっていく、このことが最終的なゴールを実現していく上では重要な要素だと思います。逆にそうしたことが実現していけば、現状たとえば、アメリカとの関係の会計基準の相互承認というようなものは、実現性を疑う意見も少なからずあるように思いますけれども、私自身としては、わが国証券市場全体の動きが進む中で、いかなる展開になっていくかということは、予断を許さないというふうに考えておりました、そういう意味でも機会あるごとに相互承認の重要性について米国当局にも呼びかけていくことが重要であるというふうに考えております。

次に、サブプライム問題、これは日々新聞にも報じられております。この問題について簡単に触れたいと考えております。証券市場をめぐるしましては、とりわけ今年夏以降、かつ、これは現在進行形の問題であると思っておりますけれども、サブプライム問題というものが大きな出来事でありまして、ご案内のとおり、サブプライム問題というのは、米国における低所得者向け住宅ローンの問題でありまして、

こうした低所得者向け住宅ローンは、その多くが証券化をされ、米国国内の他、欧州などの金融機関やファンドなどにより多く保有されている。そうした中でこうした低所得者向け住宅ローンが焦げつき、その結果、こうした証券化商品の信用が低下し、金融全体に不安が広がっているという問題であります。

まず、この関係では2点申し上げたいと思いますが、1つは、先程の「貯蓄から投資へ」という関係で、7頁のグラフを見ていただきますと、今申し上げたように、サブプライム問題というのはアメリカで発生した問題で、わが国金融機関もその証券化商品の保有をしていないわけではありませんが、多くは米国あるいはヨーロッパの金融機関により保有されている問題でありまして、サブプライム問題の直撃、あるいは、大きな影響を受けたのは、米国およびヨーロッパであると考えられるわけですが、今年年初来の株価の動向を見ていただきますと、本来直撃を受けているニューヨーク、ロンドンのマーケットに比べて、わが国株式市場の方がより大きな低下幅を占めているという状況に気づくわけです。この背景には円高・ドル安ということがあり、ドル・ベースでみれば、大差ないということも申し上げておりますが、一方で指摘されていますことは、8頁の方にちょっと数字をおいておりますが、現在わが国の株式市場は、1980年代の半ばくらいから、金融機関あるいは事業法人などによるいわゆる持合いが解消している、一方で、個人ですとか年金投信などの株式保有は横ばいで推移する中、外国人の保有割合がたいへん高くなってしまっていて、現在では、28%が外国人の保有になっている。右側のグラフですが、日々の取引でも外国人の取引が60%を占めているということでありまして、わが国の株式市場における主

たる参加者というのは、外国人が主体になっているということでございます。わが国企業のパフォーマンスは、足元非常に堅調であると考えられるわけですが、こうした外国人投資家が本国の状況により、あるいは、本国を中心とするポートフォリオの状況により、わが国において換金売りあるいは益出し売りなどを行っている。その結果、わが国の株式市場においては売り圧力が働いているという指摘もあるわけでございます。こうした問題を解消してわが国株式市場の活性化をしていくためには、海外からの投資家も参加をいただくことがきわめて重要であると考えておりますが、こうした外国人投資家のみならず、国内の個人あるいは機関投資家、投信とか年金とか、そうした投資家の積極的な参加を通じて、厚みのある市場を構築していくことがきわめて重要な課題であると考えております。こういう視点からも「貯蓄から投資へ」という流れが重要であると申し上げているところであります。

それから9頁でございます。このサブプライムローンの問題の構造は、現在、いろいろ多面的に波及しているわけですが、根源の部分についての問題を整理したものが9頁の図でございます。米国の住宅ローン市場は1,200兆円くらいの市場ですが、その中にプライムという優良な住宅ローンの他、とりわけ低所得者層向けのサブプライムローンというものがある。これはだいたい全体1,200兆円の13%から15%といわれておりまして、換算しまして150兆円から180兆円がサブプライムローンということと推定されますけれども、その多くが証券化されている。資産担保証券（ABS）という形で証券化されます。サブプライムローンを資産にこれに見合っ

て先劣後構造をつけることによって、証券の方はトリプル A からトリプル B 以下までさまざまな格付けの証券が発行され、さらに、このうち低格付けの証券についてサブプライム以外のローンなども混ぜた形でそれを資産としてさらに2次証券化が行われる。ABSCDO（CDOは債務担保証券）という形で2次証券化が行われる。こうしたものが2次、3次、数次にわたって証券化が行われ、最終的には、右にありますように、さまざまな資産に対してコマースシャル・ペーパー（CP）、アセットバック CP という形で証券化が行われ、この部分について欧米の金融機関がバックアップラインを提供するという構造になっています。ご案内のとおりサブプライムローンというのはもともと住宅ローンですから、たいへん長期の資産であります。これを CP という非常に短期の負債で資金を調達しておりますので、CP をころがすことでこの証券化は成り立っている。そういう意味では、期間の面ではミスマッチが生じているわけで、そのミスマッチが顕在化した時には金融機関がバックアップするという構造になっています。先程サブプライムローンが150兆円から180兆円と申し上げましたが、現在このサブプライムローンの延滞率が15%程度といわれておりますので、延滞額が20兆円というあたりになるかと思いますが、グローバルに考えれば高々20兆円ということだと思いますが、この20兆円というものがいろいろな形で証券化商品の中に組み込まれて拡散し、かつ、どこにこうしたリスクが拡散したかが、必ずしも全体像が欧米の金融当局によってもつかめていないというのが現在の状況だと思います。

こうした状況を見た時に、この問題の根源的な問題として、私どもは、バリュエーショ

ンというものの重要性というものを改めて浮き彫りにしているというふうに考えております。そもそもこのサブプライムの融資というのは、すぐに大半が証券化されるということを前提にしておりますので、そもそも融資する機関がきちんと融資審査をしていたかということがあろうかと思えます。そこに1つのバリュエーションの問題が出てくる。それからこうしたものが多段階にわたって証券化されていくということで、ある特定の人がすべてを自分ではバリュエーションできないということがあります。考え方としては多段階の証券化の過程でいろいろなバリュエーションの前提がきちんと伝達されていくことが必要になりますが、そういう情報の受け渡しが適切に行われたのかという問題があります。さらに、こうした証券化の中でいろいろなブローカーレージ業務なども行われる中で、利益相反の問題が存在して、こうしたバリュエーションを歪めたのではないかという問題もあろうかと思えます。本来、この中で重要な役割を占める格付機関が適切に格付けを行ったのかというような議論も行われていると承知しております。

こういう問題がおきますと、よく、ディスクロージャーをしっかりとさせて透明にしたらいいいという指摘がありますが、そもそもバリュエーションがきちんとできないと何をディスクロージしたらいいのかということになるのはご案内のとおりです。ファンドのバランスシートを開示させろという議論もしばしばありますが、そもそもファンドのバランスシートにどういう資産がどういう評価をされて載っているのかということからしてはつきりしませんとなかなか解決にはならないということだろうと思えます。この問題は、1つは、金融商品をどのように評価するかという評価

方法の問題であると同時に、関係者の利益相反の問題も含めた問題であり、そういう管理をどのようにしていくかという視点からの検討もきわめて重要であると考えております。現状、きちんとしたバリュエーションができないということで、問題の広がりや欧米の当局者も最終的にはつかめずにいるという状況であると思えます。こうしたことを考えましても、将来に向けてこういうバリュエーションをどのようにやっていくかということはたいへん重要な課題で、まさにそうした観点から会計人の方々の英知というものがますます今後期待される。これは単に監査ということから離れて、いろいろな証券化の流れの中のいろいろなところに会計という視点からの判断というものが重要になってくる。ますます会計人に対するニーズが高まっていると考えているところであります。

時間がだんだん押してまいりました。金融庁としましては、金融・資本市場の競争力を強化しなければいけないということで、年内を目途に金融・資本市場競争力強化プランというものを策定することにしておりまして、現在、金融審議会の方で、資料は11頁になりますが、そのための検討を進めているところでございます。会計関係で関係が強いものとしては、審議事項1の(2)にありますプロに限定した取引の活発化ということで、いわゆるプロ向け市場制度の創設という検討が行われております。簡単に申しますと、取引所の市場に上場しますと、現在では万人が取引に参加できるわけで、それを前提にディスクロージャーの規制などが法律上整備されているわけですが、新しく作ろうとしているプロ向け市場制度の下では、市場に対する直接の参加者をプロに限定する。アマの投資家は、投信などを通じて間接的に参加するけれども、

直接の参加者にはならない。そういう状況下でディスクロージャーなどについての法的な義務は、現在の法的な枠組みよりも緩やかな枠組みとし、必要があれば取引所のルールで手当てをしていく。たとえば、ディスクロージャーで用いる言語であるとか、会計基準であるとか、さらに、会計監査をどの程度求めるかというようなことについては、法的な枠組みではなく、各取引所が取引所の設計の中で個々に判断して決めていくというような考え方でございます。すでにこうした検討が進む中で、東京証券取引所は、ロンドン証券取引所と合弁で、こうしたプロ向け市場を運営する取引所の創設の構想を発表されております。今後の制度整備にあたっては、会計関係者のご協力が不可欠であろうというふうに考えております。どうか忌憚のないご意見を賜っていきたいと考えているところでございます。

金融・資本市場の整備をしていくという中では、当然に企業開示が重要な役割を占めるということでございます。そうした中で、会計・ディスクロージャーの世界では、内部統制報告制度というものが先般の金融商品取引法の中で規定され、来年4月から実施されるということになっています。13頁以降に若干資料をつけさせていただいておりますけれども、金融・資本市場の競争力を強化していく上では、企業開示の重要性ということは、どんなに強調しても強調しきれないということでありまして、そのために会計開示制度の整備を進めてきているところでございます。会計基準の関係でいえば、会計基準のコンバージェンスといったものについても積極的な取り組みが進められているところであります。これは、ただ会計基準のコンバージェンスに伴って、会計基準の変更が相次ぐということ

でもあります。そうした中で、そうした会計基準の変更にもきちんと対応して、また、コンバージェンスの過程の中の1つの大きな特徴は、会計処理における評価、見積もりという要素がたいへん拡大をするということだろうと思いますが、こうした評価、見積もりを適切に行っていくためには、企業における会計処理、そのための内部体制というものをきちんとしていかなければならないということでもありますから、企業における内部統制の整備が合わせて行われなければ、会計基準のルールだけを変えてもきちんとした企業の会計処理にはつながっていかないという問題があるというふうに考えております。

14頁にも合わせて掲げておりますが、内部統制報告制度は世の中ではJ-SOXという呼び方がされているようであります。私自身はこのJ-SOXという呼び方で呼ぶこと自体、この内部統制報告制度が何かアメリカからやってくる黒船みたいなものだと思われがちであるというふうに感じておりまして、この用語を使うことは私自身はしておりませんが、仮にJ-SOXという言葉を使うとしても、アメリカにおける企業改革法(SOX法)というのは、単に内部統制報告制度についての立法ではなくて、公開企業の企業会計改善のための包括的な立法であるということでございます。わが国でもこのような考え方に立って、証券取引法の他、会社法、公認会計士法の改正を行ってきております。こうした総合的な取り組みなくして、内部統制報告制度だけで適正な会計の実現というものができるわけではないということはもちろんであります。また同時に、こうした内部統制というものの整備がなければ、証券取引法、会社法、公認会計士法改正というようなことで取り組んできていることが所期の効果を発揮できな

いというふうに考えておりました、こうした他の取り組みと合わせて内部統制の整備はきわめて重要なものであると認識しております。

内部統制報告制度の内容については、すでにご案内のことだろうと思います。現時点で私としては3点を改めて強調しておきたいと思っております。

1点はそもそも内部統制報告制度というものを実施していく上では、経営者という方の役割がきわめて大きいということであり、内部統制といいますと非常にテクニカルな問題と捉えがちで、3点セットの文書を作ることが内部統制であると思われている方も多いに聞きますけれども、やはり経営者のイニシアティブの下で重要な虚偽記載が生じると考えられるリスクのあるところに適正な内部統制を効率的に整備していくことが制度の要点でありまして、経営者本人がどのように考えるかというのが重要な要素であると考えております。

2番目は、内部統制監査というものが監査人の方にもたいへん強く意識されているように思いますが、これは財務諸表監査と一体的に実施されるものであって、そのことがきわめて重要であるということを経営者に強調させていただきたいと思っております。内部統制監査を、財務諸表監査といかに一体的、効率的に実施していくかということは、監査人の方々に強く期待されることでもあります。監査人の方とお話しをすると内部統制監査が入ったら、われわれは決してミスが許されないんだ、よってしっかりやらなければならないんだというお話しをしばしば聞きますが、内部統制監査自身は財務諸表監査を離れて存在するものではないと私どもは考えております。責任という意味でも、仮に監査に問題があれば、多くの場合、そもそも財務諸表監査について責任を

問われるものであって、内部統制監査ということについて独立して責任が問われるという局面はあまり想定できないというように考えているところをごさいます、内部統制監査という新しい監査が入ること自体にあまり過度の強調がされるということは適当ではないというふうに考えているところであります。

3番目に今後の問題として、内部統制報告を通じて重要な欠陥があると指摘されるケースもないとはいえないと考えます。ただ重要な欠陥があるということの意味合いについては、これは投資者サイドの問題になるかと思っておりますが、決して誤解がないようにしていく必要があります。内部統制に重要な欠陥があるということと現時点での財務諸表の数字に虚偽があるということとは全く違うことでありますから、内部統制に、たとえば重要な欠陥があるとしても、それはただちに上場廃止になるというような問題ではない。むしろ仮に欠陥があるとすれば、それを将来に向けて適切に改善していくということが重要であるということでありまして、金融庁が先般公表させていただきました事務ガイドラインの中でも欠陥があるといった場合には、その欠陥の是正へ向けての方針とか計画などがある場合には、合わせて記載することができるというようなルールを規定させていただいております、それは、仮に欠陥があるとしても、それは将来に向けて改善していくということが重要なことなのだという当局としてのスタンスを明確にしたものと考えております。

内部統制報告制度につきましては、私ども現時点では、これまでの一般的な広報の段階から、企業と監査人との間の実践的な段階に入ってきているというふうに認識しております。そういう意味では、当局としてできるこ

とは次第に限られてきているようにも思いますけれども、それでもなお、現在でも企業の取り組みが不十分であるとか、逆に監査人が保守的に過ぎるとかというお話は、当局にもしばしば寄せられるところでありまして、そうした中で、仮に制度について誤解がなおあるようであれば、正確なところを伝えていくという努力は当局としても行っていく必要があるというふうに考えております。先般、政令、内閣府令、事務ガイドラインと合わせてQ&Aの公表を行っております。今日ご参考までにお配りをさせていただいておりますが、これは高々20問に過ぎないという指摘もあろうかと思いますが、私どもとしては、日々寄せられます照会、それに対する当局の回答の中から先例的な価値のあるものをこうしたQ&Aという形で公表するというフレームワークができたということはきわめて重

要なことであると考えております。今後、実施が近づく中で、当局に対して寄せられる照会などの中で、さらにこうした形で追加公表していくものがあれば臨機に追加していくという考えでおります。今後の実務の中で何かございましたらご照会をいただきたいと思えますし、そうした中で私どもとしても円滑な実施へ向けて一緒に考えていきたいと考えているところでございます。当局には、今、企業開示課の方に担当のチームを1つ置いておりまして、そちらの方には、企業の方からが多いように思いますけれども、日々照会が来ているように聞いております。もし何かありましたらご遠慮なくお申し越しいただきたいと思えます。私どもとしても円滑な実施へ向けてできるかぎりのことをやっていきたいというふうに考えております。本日はどうもありがとうございました。